

令和2年9月28日

大阪市総務局長 谷川 友彦 様

大阪市外郭団体評価委員会

委員長 阪口 彰洋

意見書

令和2年9月18日付け大総務第71号により報告のありました大阪市高速電気軌道株式会社(以下「本件団体」といいます。)に係る中期計画(以下「本件計画」といいます。)の内容について、大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱(以下「要綱」といいます。)第13条第9項の規定に基づき、次のとおり意見を述べます。

記

報告のあった本件計画の内容については、本市の中期目標に示された内容及び目標がほぼそのまま記載されているのみで、当該目標を具体的にどのようにして達成していくのかについての具体的な事業経営の内容及び各事業年度の目標が盛り込まれておらず、新型コロナウイルス感染症の収束時期が不明な中、各事業に与える影響を予測することが非常に困難な状況にあることは一定理解できるが、本市の中期目標に示された内容及び目標の中には具体的な事業経営の内容及び各事業年度の目標を明らかにすることが可能なものもあると考えられ、要綱第13条の規定による中期計画作成の趣旨にのっとりたものとは認められないので、妥当なものとはいえない。

また、現時点において新型コロナウイルス感染症の収束時期及び各事業に与える影響を予測することが非常に困難な状況にあるとしても、会計監査人設置会社として第3四半期末にあたる令和2年12月末以降、期末決算に向けて新型コロナウイルス感染症の収束時期に関する一定の仮定に基づき見込みを立てることになると考えられる。

以上のことから、現時点において要綱第13条第6項の規定により本件計画を中期計画として公表することはせず、所管所属において本件団体の中期計画が同条第2項の規定の趣旨にのっとりたものとなるように、その内容について再度協議し、遅くとも令和3年3月までに、当該趣旨にのっとりた中期計画を作成するよう求めるべきである。